

現状と必要性

(1) 児童虐待の現状

全国の児童相談所が対応した平成29年度の児童虐待相談対応件数は13万件を超え、平成21年度の約3倍となっています。

本市においても増加傾向にあり、平成20年度に「奈良市被虐待児童対策地域協議会」を、さらに平成30年度から「子ども家庭総合支援拠点」を設置することで、児童虐待の早期発見・早期対応だけでなく、未然防止や重症化予防に取り組んでいます。

(2) 国の動きと支援

平成16年の児童福祉法改正により、中核市においても児童相談所を設置することが可能となりましたが、これまで2市（横須賀市・金沢市）にとどまっています。

平成28年の児童福祉法改正では、政府は法施行後5年を目途に中核市等への児童相談所設置を推進するため、設置に係る支援等の必要な措置を講ずるとしました。

(3) 県と市の状況と関係性

現在、奈良県内の児童相談所は奈良県が設置している中央こども家庭相談センターと高田こども家庭相談センターの2か所です。その中で中央こども家庭相談センターが奈良市を管轄しており、児童人口ベースで約40%を占めています。

本市で発生した児童虐待対応については、ケースの虐待重症度に応じて、奈良県と本市で分担しています。

このような中、奈良県との間でケース重症度の判別基準や支援方法の考え方等「ケースに対する認識の乖離」や「情報共有や検討調整のための時間的ロス」という課題があります。

(4) 奈良市児童相談所の必要性

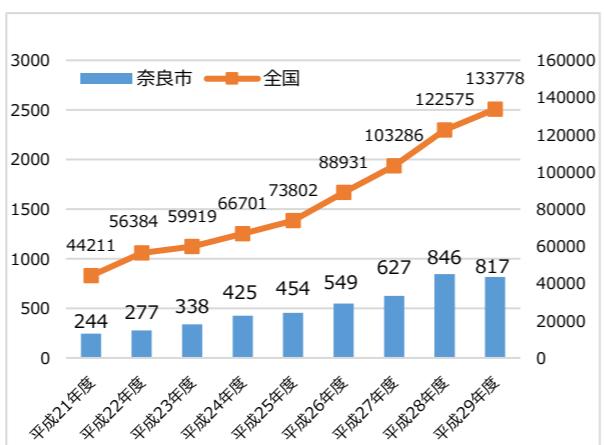
本市が児童相談所を設置することで、管轄区域が市内に限られるため、法的権限を与えられた本市の専門職が迅速・的確に判断し、対応することが可能になります。

さらに、関係機関との連携が今よりも容易になり、子どもやその家庭に対してきめ細かな支援が可能になります。例えば子どもの一時保護が解除され家庭に戻る場合に、子どもや家庭を見守り、支援等に関わる関係機関と協議を重ねることができ、よりきめ細かく支援方法を検討することができます。

また、保健所や教育委員会との連携強化は、中核市が児童相談所を設置する大きなメリットです。母子保健との連携により妊娠期から早期に支援が可能になることや、市の教育委員会を通して学校現場と相談支援において連携を強化することができると同時に、一時保護所での学習支援も充実させることができます。

このように、子ども家庭支援体制をさらに充実させるためにも、中核市の強みを活かした児童相談所の設置が必要だと考えます。

全国と奈良市の児童虐待相談対応件数の推移



奈良市児童相談所・一時保護所のあり方

児童相談所

支援のあり方

- 妊娠期から早期に支援する
- 専門性の高い相談窓口になる
- 必要な情報を速やかに収集し判断する
- 関係機関と漏れなく情報を共有する
- 迅速かつ臨機応変に対応する

一時保護所

支援のあり方

- 子どもの安心・安全が確保される場所
- 学習の機会を保障する場所
- 子どもの権利擁護を図る場所
- 地域における社会資源と連携した子どもへの支援
- 一人一人の子どもの状況に応じができる場所

※一時保護所の定員(予定) 12名 (男児4名、女児4名、幼児4名)

奈良市児童相談所・一時保護所の組織体制

奈良市の組織体制の考え方

- それぞれの部門ごとに組織を構成し、業務効率を図る
- 相談・支援に積極的に心理診断を活用し、効果的な支援を行う
- 相談種別に問わらず、すべての相談を地区担当が切れ目なく対応する
- 緊急時に迅速に対応できるチームを構成する

奈良市の組織体制と役割の考え方

総務部門	児童相談所業務で必要となる事務処理を、他部門と連携しながら一括で行う。また研修企画や広報啓発活動の中心となり、業務の効率化を図る。
相談・支援部門	児童相談所機能である介入・相談・措置・判定・指導等の機能を一元的に担当。虐待の予防的視野に立ち、関係機関や福祉サービス等と連携した相談支援の充実を図る。
一時保護部門	一時保護した子どもへの支援を担当。子どもの権利を尊重したケアを実現する。相談・支援部門と連携し、丁寧な行動観察に援助指針を決定する。

奈良市児童相談所・一時保護所の職員体制

専門性の高い相談体制・一時保護体制を確立させるためには、継続的な人材確保と職員の養成は欠かせません。必要となる技術や知識を習得するための現場研修等により職員を養成し、子どもの権利を実現するため、様々な専門性のある職員を配置していきます。

【児童相談所・一時保護所に配置する主な職員】

所長、児童福祉司、児童福祉司スーパーバイザー、児童心理司、児童心理司スーパーバイザー、児童指導員、弁護士、医師、保健師、里親支援員、教員、保育士 等

(仮称) 奈良市子どもセンター

設置予定地 (★印)



(仮称) 奈良市子どもセンター機能イメージ



設置予定地は、奈良県総合医療センター跡地の一部で、「奈良県総合医療センター周辺地域まちづくり協議会」において跡地活用が検討されており、本市は児童相談所・一時保護所を含めた複合的な子育て支援施設「(仮称) 奈良市子どもセンター」の設置を提案しています。

この複合施設には、児童相談所・一時保護所のほかに、親子が気軽に遊びに訪れることができる「地域子育て支援センター」を併設するとともに、家庭や子どもの悩みを気軽に相談できる「子ども家庭総合支援拠点」を現在の市役所内から移設します。また、子どもの発達に関する相談や療育を行っている「子ども発達センター」も移設します。これらの4つの機能を1つの施設に集約することで、中核市が児童相談所を設置するメリットを最大限に活かし、子育てに関する一般的な悩みからより専門的な悩みまで、市内のすべての子どもや家庭をワンストップで支援します。

ロードマップ

平成28年の児童福祉法等の改正により、政府は法施行後5年を目途に、中核市等への児童相談所設置推進に必要な支援を講ずることなどから、本市においては平成33年度中の児童相談所開設を目指し、本設置基本計画を基に準備に取り組みます。



*本設置基本計画は、今後法令改正や国等から発出される通知等により、必要に応じて、見直すものとします。

奈良市児童相談所設置基本計画（概要版）

奈良市児童相談所設置基本計画策定の趣旨

近年、子どもとその家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、児童虐待により子どもの命が奪われる痛ましい事例も発生しています。このような中、本市では子どもの健やかな成長と子どもの安心・安全を確実に確保するために児童相談所の設置を目指し、奈良市児童相談所設置基本計画を策定することとしました。

奈良市児童相談所設置の基本方針

◆妊娠期から切れ目のない子ども・家庭への総合的な支援体制の拠点を目指す

関係機関との連携により、妊娠期から子ども・家庭へ切れ目のない支援等を行い、早期からの子育ての悩みや不安に継続的に対応します。

◆子どもの健やかな成長と、子どもの安心・安全の確保を目指す

子どもを児童虐待や非行等から守り、子どもの安心と安全の確保を最優先にした支援体制を目指します。

◆児童虐待による重症事例の発生ゼロを目指す

子どもや家庭の状況から虐待等のリスクを早期に把握し、支援を行うことにより虐待の未然防止、重症化予防に取り組みます。

◆地域社会全体で子どもや家庭を支える環境を目指す

虐待や貧困など子どもや家庭のかかえる問題を解決するため、子育て支援に関わるあらゆる社会資源を活用し、子育てがしやすい環境づくりを目指します。

また、さまざまな事情で子どもがその家庭で暮らせなくなった場合に、子どもを守る社会的養護を充実させるため、里親家庭を地域全体で支えられる体制を整えます。



関係機関とのネットワーク



●児童相談所とは
都道府県、指定都市等が設置する機関で、子どもの健やかな成長を願って、ともに考え、問題を解決していく専門の相談機関です。
児童相談所には大きく分けて、
①相談機能 ②一時保護機能
③措置機能
の3つの機能があります。

●一時保護所とは
児童相談所に付設する施設で、保護が必要な18歳未満の子どもを一時的に預かります。
安全が確保された環境の中で、子どもの気持ちに寄り添いながら治療的ケアを含めた支援を行います。

奈良市被虐待児童対策地域協議会（要保護児童対策地域協議会）のネットワークを強化しつつ、児童相談所のネットワークを構築し、関係機関との密接な連携により子どもやその家庭を支援していきます。